

薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針（改定）

令和7年9月22日一部改正
薩摩川内市教育委員会

1 市立幼稚園の役割と今後の対応

地域における幼児教育の受け皿としての機能を担いつつ、これまで培ってきた幼稚園教育の知識や経験を活かしながら、保育・教育のニーズが多様化する中、地域の幼児教育として、求められる「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の実現に向け、市内の就学前教育・保育のさらなる資質向上を図るため、職員の専門性の向上や人材育成、また教育研究やその情報発信等を行なう幼児教育センター的な役割を担う。

子育て支援として、教育課程外のエデュケーション活動と位置付けている一時預かり事業は、幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について地域の方々の人材も含め連携する。

特に、地域・学校との連携を強化するとともに、園児の発達段階に応じ特別な支援を必要とする園児の適切なサポートと小学校との連携を図る。

（1）幼児教育の充実に向けた研究・実践

これまで、市立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を活かすとともに、地域における質の高い幼児教育の実現に向けた研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や認定こども園、保育所等相互の情報共有と交流により教育向上を図る。

（2）幼保小連携に係る研究・推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小連携の推進と実践を行い、その成果を私立幼稚園や認定こども園、保育所等に情報発信を行う。

（3）特別支援教育の研究・充実

特別な支援を必要とする園児に、適切な支援を行うため関係機関が協働連携し、特別支援教育を提供する。

（4）地域における子育て支援の充実

園庭等の施設を開放し、子育てに関する相談や保護者同士のコミュニケーションの場として提供する。

また、地域の方々と連携し、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援する。

（5）子育て支援としての一時預かり事業の展開

保護者が幼稚園と共に園児を育てるという意識が高まるよう工夫し、地域の実情に応じて開園日及び長期休業期間中の一時預かり事業に取り組む。

2 学級編制等（適正規模）の基準

（1）各園3歳児、4歳児、5歳児の3学級以上の学級編制とする。

- (2) 1学級の園児数は、10人から15人とする。
- (3) それぞれの年齢児の人数が10人未満の場合は、当該年齢児学級は編制せず、他年齢児との混合学級編制とする。
- (4) 令和9年度以降は、園児募集（3月31日）の状況で、3歳児・4歳児・5歳児の合計した総園児数が2年連続10人を下回った時は統廃合とする。

3 統廃合の考え方

(1) 本土区域4幼稚園

- ア 通園申込者数が2年連続10人に満たない場合は、10人以上の通園が見込まれる幼稚園に統廃合する。
- イ すべての園が10人を下回る場合は、園児数を勘案し全体の状況を踏まえいずれか1園に統合する。

(2) 甕島区域4幼稚園

- ア かのこ幼稚園は存続し、保育所機能を併せ持つ認定こども園を具体的に検討する。
- イ 令和8年4月に、里幼稚園・中津幼稚園・かのこ幼稚園鹿島分園を一つに再編し、存続させ保育所機能を併せ持つ認定こども園を具体的に検討する。

4 一時預かり事業について

(1) 本土区域

- ア 令和5年度から4園とも、開園日の一時預かり事業を開始する。
- イ 亀山幼稚園・東郷幼稚園は、長期休業期間中の一時預かり事業を実施する。

(2) 甕島区域

- ア 4園で実施している、開園日の一時預かり事業は継続する。
- イ 令和5年度から、かのこ幼稚園は長期休業期間中の一時預かり事業を実施し
里幼稚園・中津幼稚園・かのこ幼稚園鹿島分園は3園合同で長期休業期間中の一時預かり事業を実施する。

(3) 共通

- ア 一時預かり事業の対象園児は、本市の市立幼稚園に在園している園児とする。
- イ 令和8年度から土曜日の一時預かり事業が実施できるよう調整する。

5 通園バスの考え方

統廃合を伴う場合は、旧幼稚園周辺から新幼稚園まで通園バスを運行する。

6 基本方針の施行及び見直し

薩摩川内市教育委員会は、今後本市の幼稚園教育を取り巻く状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。